

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成 27 年 8 月 6 日（木） 開会時間 午後 3 時 17 分
閉会時間 午後 4 時 00 分

場 所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 卯月 政人
委員 高野 剛 塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖
猪股 尚彦 佐藤 茂樹 早川 浩 上田 仁

委員欠席者 山下 政樹

説明のため出席した者

教育次長 深澤 肇 教育委員会総務課長 小島 良一

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 相原 正志
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 障害福祉課長 中山 吉幸
長寿社会課長 内藤 梅子

行政改革推進課長 石原 啓史

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要

午後 3 時 17 分から 4 時 00 分まで教育委員会関係、福祉保健部所管の指定管理施設関係の部局審査を行った。

主な質問

桜本委員 いつ何時事が起こるか想定できない中で、1 億円の保険が妥当なのか、多過ぎるのか、少な過ぎるのかという判断はいつごろを目安に考えているんですか。

小島総務課長 申しわけありません。今、はっきりいつまでとは言えませんが、大至急行うつもりでありますので、御了解をいただきたいと思えます。

遠藤委員長 教育委員会の所管で、例えば美術館など価値が違う分野があると思いますが、それらの施設に対しては今後どのような対応をされるのでしょうか。

小島総務課長 先ほどの説明の繰り返しになりますが、本については損耗をしており価値が非常にわかりにくいもので、今までのような対応となっておりました。委員から御指摘のありました例えば美術館の絵画とか、博物館の価値のあるもの、文学館の太宰治の何かにつきましては、現在の価値が明確に判明してございますので、その金額において現在保険に入っております。

桜本委員 県として保険に入るのは当然ですけれども、指定管理者の過失による場合については把握されているのですか。指定管理者の過失によって損失が起きた場合は、県の保険で支払う必要はないわけですので、指定管理者がそれに見合った保険に入るなどの対応はされているのですかという意味です。

小島総務課長 ほかの施設につきましても、図書館と同じように対人が 3 億円、対物が 1 億円の保険に入っております。今の委員の御質問ですと、それに対して指定管理では保険の対応はできない形になってございます。

桜本委員 図書館の問題は、解決しました。それ以外のところについては、指定管理者の過失があった場合の損失について、1 億円が適当なのですかという意味です。もう 1 回言います。県が保険に入っているというのはわかりました。それはいいです。ただ、指定管理者の過失で美術品が焼けてしまった場合、それは県の保険で払う必要はないですね。指定管理者が加入している保険で払うのが当たり前の話ですが、そこについてはちゃんと把握されているのですかという質問です。

小島総務課長 指定管理者は損害賠償できるだけの金額の保険には現在のところ入っておりません。

桜本委員 それは適切なのですかということ、繰り返し説明を求めているんです。県では、1 品が 300 万円以上のものについて保険に入ることを決めていて、本にはそういった高価なものはないから保険には入っていないということでした。指定管理者の保険については、1 億円が適切かどうか今後速やかに対応することで話が落ちつきました。

一方、教育委員会では、例えば、文学館や美術館などで、300 万以上の高額のもの県で規定で保険に入っていると、それまではわかりました。ただ今度は、指定管理者の過失によって損害を与えた場合、その 1 億円の保険で支払うのが適切なのかという質問です。

小島総務課長 その件につきましては、県が保険に入っていることは御理解をいただいたとっておりますが、同じ物件について例えば指定管理者に保険に入っていたくことになると、保険料を指定管理料に反映させるということも考えられます。同じ物件について県と指定管理者と両方が保険に入ることが適切かどうかということも、検討させていただきたいと思っております。

桜本委員 A と B の 2 人がいて、そもそもの持ち主は A 保険に入っていると。でも、そこを管理している B の過失で、A の保険からどうして賄うのか。そういったこともわかっていながら、先ほどの図書館の本の話と同じように、いろいろなことを想定しておかないといけません。保険料を払えばそれに上乗せという部分は当然ありますよ。ただ、それが適当なのか、適当ではないのかを考えて、判断するのが皆様の仕事ではないのですか。

小島総務課長 桜本委員御指摘のとおりでございます。今言ったこともありますので、また検討させていただければと思っております。

高野委員 図書館の話に戻るんだけど、図書館は県立図書館だから、指定管理では何を

しているかをはっきり言わないと、どこまでの話なのか全然わからないではないか。山梨県立図書館として保険に入ると、例えばさっき火元がどこかなんていう話になったが、図書館の建物自体を指定管理の部分で切ることができるのか。図書館の本などの管理など、どこまでを県で、どこまでを指定管理で行っているのか、その詳細を教えてください。

小島総務課長 指定管理の部分につきましては、施設・設備の維持管理と、交流エリアの管理、総合案内、図書館内にありますカフェですので、それ以外の部分は全部県が直営で行うということになっております。委員が申しましたように、施設の中で、面積とか切り分け等は行えないものだと思っております。

高野委員 本の貸し出しはどちらでやっているのか。

小島総務課長 県直営で行ってございます。

高野委員 本の貸し出しを直営でしているというのは、維持管理とイベント的なものだけを指定管理者が行っているということでしょう。

小島総務課長 そうです。

高野委員 例えば全体的なものは県が保険に入ったりするわけなので、指定管理のエリアとしてはどこまで保険入るのか。例えば保険は入らないでもいいとしても、自分のところから火を出したときにはどうなるか、その辺が全然はっきりしていない。保険を掛ければ、それだけ管理料が高くなるとかの話ではない。美術館だってそうじゃないか。美術館で切符売っているのはどちらだ。

小島総務課長 美術館につきましては、チケットを売っているのは指定管理者でございます。

高野委員 施設によってやり方がそれぞれ違うじゃないか。図書の貸し出しは県独自がやっている。そのほかのものはあくまでも指定管理がやっているというように、その時々であなたたちがそういう法をつくるからなおさらおかしくなってしまうんだよな。本当の指定管理というのは何かというと施設の管理運営だと。図書館が本を貸し出すのは運営だと思うし、美術館が切符売るのも運営だと思うけど、そうじゃないのか。

小島総務課長 申しわけございません。私が読み間違えたと思います。施設・設備の維持管理でございます。

高野委員 だから、そうやってちゃんと分ければ、保険がどちらで入らなきゃならないかはある程度必然的になってくるけど、あなたたちの答弁はまるで一緒になっている。桜本委員の言ったのは、指定管理者の責任において火事になったときという話だから、指定管理の責任においてどういう保険に入るかは、こちらで指摘することじゃなくて、あなたたちから十分に言いわけが立つ話ができないとおかしいのではないか。

小島総務課長 御指摘のとおりでございます。ただし、弁護士と話をしたときにも、図書館に関しましては、指定管理者の責任で失火をすることは、全くないということではないですが、あんまり可能性としては考えられないという話もはしたとこ

ろでございますけれども、そういった点も含めまして内容を検討させていただきたいと思います。

桜本委員 指定管理者には、大きい不始末、過失に当たらない部分をさせるなど、一つの建物の機能だとか、あるいは対処方法なども個別にみんな違うと思うんです。そういった中で、この指定管理の目的というのはどれだけ県費を少なくして、あるいは民間に任せて最大の効果を及ぼすかが原点です。その中で考えて、これは県でやりましょう、これは指定管理でやりましょうと、どちらのほうがお金の面で得策なのか、人を呼び込むのであればどちらがやるほうが適当なのかについて、一つ一つの施設の特徴あるいは原点に戻って考えていかなければならないと思うんです。全て指定管理者に任せるとかではなくて、県の置かれた立場、しなければならない使命も含めて、どのように固有財産を守り、知らしめていくかを皆さん方が考えなければならないじゃないんですか。

小島総務課長 委員御指摘のとおりでございます。そのように考えてまいりたいと思います。

高野委員 さっきから御指摘のとおりと言うけど、去年指摘したことが、指摘のとおりには全然変わってないというのが今回の委員会だ。今回は指摘したことを山ほど最終日には出して、あなたたちがちゃんと守れるか守れないかを見守っていきたいと思っている。

小島総務課長 そのように対応を一生懸命頑張りたいと思います。

（福祉保健部より「青い鳥福祉センター」の説明）

桜本委員 委員長に申し上げます。青い鳥老人ホーム、青い鳥成人寮の両施設とも 10 年という指定管理を受けており、我々自身も最近の現場がどういう状況になっているのかもわかりません。そこで、現地調査を行いたいという意見なのですが、いかがでしょうか。

遠藤委員長 この点につきまして委員同士で議論したいので執行部は退席をお願いします。

（執行部退席）

その他

- ・ 8 月 11 日に予定していた総括審査は延期し、同日に山梨総合研究所の部局審査と青い鳥福祉センターの現地調査を行うことになった。
- ・ これに伴い 8 月 7 日が提出期限であった山梨総合研究所、青い鳥福祉センター、山梨県住宅供給公社に関する意見書についても期限を延期することになった。

以上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 遠藤 浩